

ソーシャルメディアの利用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、公益財団法人八尾体育振興会（以下「振興会」という。）が指定管理者として管理・運営する市内体育施設（以下「指定管理施設」という。）にて実施する事業について、ソーシャルメディアが持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、さまざまな情報を積極的かつ即時に発信するために必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規で定めるソーシャルメディアとは、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどの電子掲示板並びにメッセージアプリ等、インターネットを利用して情報を発信する伝達手段をいう。

(適用対象)

第3条 この内規は、振興会のすべての職員（以下「職員」という。）に適用する。

(適用範囲)

第4条 この内規は、職員が職務の一環として、ソーシャルメディアを利用して、情報発信する際に適用する。

(事務分掌)

第5条 ソーシャルメディアに係る事務を担当するもの（以下「担当者」という。）は、2名以内とし、職員の中から振興会事務局長（以下「事務局長」という。）が別に任命するものとする。

2 担当者は、投稿・削除等に関する次に掲げる事務を行う。

- (1) ソーシャルメディアアカウントの登録
- (2) 情報の投稿及び削除
- (3) その他ソーシャルメディアアカウントの管理に関する事項

3 担当者以外の職員は、前項各号の行為を行ってはならない。

(アカウントの登録)

第6条 アカウント名や名称は、施設名称を用い、登録するメールアドレスは振興会の代表アドレスとする。

(アカウントの管理)

第7条 前条の規定により登録したアカウントのユーザー名、名称は事務局長の許可なく変更してはならない。

2 パスワードは部外者に開示してはならない。

(投稿内容)

第8条 第6条において登録したアカウントの投稿内容は、次のとおりとする。

- (1) 振興会の自主事業の募集及び報告
- (2) 指定管理施設で行われる大会等の終了に伴う施設開放周知
- (3) 指定管理施設の利用案内
- (4) その他事務局長が必要と認めたもの

2 投稿の際は、専門用語を多用せず、平易な言葉で丁寧に投稿しなければならない。

(投稿制限)

第9条 振興会は、利用者個人のアカウントへの投稿に関し、以下の内容は行わないものとする。

- (1) 友達申請の許可
- (2) 返信やダイレクトメッセージ等への返信
- (3) その他事務局長が適当でないとした場合
(第三者による不正利用に対する未然防止のための措置)

第10条 第三者による不正利用に対する未然防止措置については、以下の通りとする。

- (1) 振興会アカウントによる情報発信の状況については、振興会のホームページ上にも併せて記載する。
- (2) アカウント説明文内に振興会のホームページアドレスを記載する。
(第三者による不正利用確認後における措置)

第11条 振興会が意図しない何らかの不正利用に係る情報の発信があった場合の措置については、以下の通りとする。

- (1) なりすましや乗っ取り等、不正利用に係る情報の発信等を確認した場合は、速やかに振興会ホームページ等に当該内容を公開し、不正利用アカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。
- (2) 不正利用に係る情報の発信等が判明した場合は、アカウントの削除または変更等、必要な措置を講ずるものとする。

(遵守事項)

第12条 振興会のアカウントにおける情報発信にあたり、職員は次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 職員として自覚と責任を持った発信を行うこと。
- (2) 法令及び就業規則に定める服務等を遵守すること。

- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。
- (4) 職務上知り得た秘密や個人情報の取扱いに十分留意すること。
- (5) 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分留意すること。
- (6) 取扱う情報は信頼性を確保し、正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。
- (7) 意図せずして自らが発信した情報により、他者を傷つけたり誤解を生じさせたりした場合、速やかに事務局長に報告すること。そして、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。

(禁止事項)

第13条 職員は、ソーシャルメディアを利用して情報発信を行う際、次の各号に掲げる情報を発信してはならない。

- (1) 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
- (2) 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- (3) 職員の個人主観や意見等の情報（職務上必要な場合を除く）
- (4) 違法行為または違法行為をあおる情報
- (5) 単なる噂や噂を助長させる情報
- (6) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報
- (7) 利用者および第三者の権利を侵害する情報
- (8) わいせつな内容を含むホームページへのリンク
- (9) その他公序良俗に反する一切の情報

(内規の公開)

第14条 本内規は、振興会ホームページ上に掲載し、公開するものとする。

(委任)

第15条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この内規は、平成27年7月1日から施行する